

## 第2章 基本計画の内容

### 第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

## 第3節 いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

### 1) 区民の健康づくりのために

#### 施策の背景

疾病の動向では、死亡数、患者数、医療費のいずれも、生活習慣病 であるがん、脳卒中、心臓病が最も大きな割合を占めており、高齢化の進行にともない今後ますます増加していくと予測されます。また、さまざまな「心の病」は、現代人の生活に根ざした病として増加する傾向にあります。このなかで、一人ひとりが、自分にとっての健康の大切さを考え、自分にふさわしい形で健康と向きあい、健康管理を進めていくことが大切です。

また、感染症に対する危機管理の充実、ライフスタイル の多様化にともなう食や住の安全性確保が求められています。

#### 1 生活習慣病と健康

江戸川区では、誰もがその人なりの健康を享受できるように、各種健康診査（健診）相談、講座・講習に加え、疾病の早期発見・早期治療や寝たきり防止策の強化など、さまざまな健康施策を積極的に展開し、地域の健康力を高めてきました。しかし、高齢化の進展、食生活やライフスタイルなどの多様化にともない、生活習慣病が区民共通の課題となってきています。

生活習慣病は、その名のとおり、日頃の生活習慣と密接な関係があるため、正しい生活習慣を身につけ、年齢や生活環境に応じた健康づくりを進めることが大切です。自分の健康は自分で守り、自分でつくることを基本に、区民一人ひとりの「健康寿命」をのばすことを積極的に支援するため、必要な施策を展開することが重要です。

#### 2 心の健康づくり

ストレスの多い社会に生きる現代人にとって、「心の健康」は生活の質を左右する重要な要因の一つです。家族関係や地域社会への帰属意識が大きく多様化するなかで、高度情報化などが進展し、区民一人ひとりを取りまく環境はこれまでも増して変化が激しくなっています。

このような変化を受け止め、心のバランスを保っていくことが大切です。そのため、区は区民と力をあわせ、一人でも多くの区民が心の健康を維持できるように、施策を展開することが必要です。

#### 3 生涯スポーツの推進

生活習慣病を予防し、心の健康を保ち、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすためには、そのもととなる身体を健康づくりを進めることが不可欠であり、区民一人ひとりが体力や興味に応じて生涯スポーツを続けることが大切です。

江戸川区には、球場、陸上競技場などのスポーツ競技の本格的な施設をはじめ、河川

敷の野球場やサッカーグラウンド、健康の道、サイクリングロードなど、健康づくりやスポーツの場が多様に整えられています。今後さらに、誰でもどこでも身近にスポーツを続けられる環境づくりを進めることが求められています。

#### 4 感染症と健康危機への対応

江戸川区は、出生数が23区の中で最も多く、今後も同水準で推移することが予想されるため、乳幼児のすこやかな成育が重要な課題となっています。その中で、麻疹（はしか）や風疹などの予防接種率が停滞していることが問題です。

一方、高齢の人々を中心に、結核などの感染症に対する危険性の増加も危惧されています。さらに、エイズやC型肝炎、病原性大腸菌O157などへの対策も重要です。

このような状況を踏まえ、健康危機の原因となる感染症などの情報収集を行い、区民に対して正しい知識と予防策などを啓発することが必要とされています。

#### 5 食と住の安全性

国民の食への関心が高まる一方で、輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及などが食品の安全性への危惧を生じさせています。常に食をめぐる環境の変化を的確にとらえ、区民一人ひとりの食の安全を確保することが重要です。

一方、住まいは、区民の健康の維持・増進のうえで重要な役割を果たしています。しかし、建材に使用される化学物質や衛生害虫による健康被害が増加しており、これらへの対応を果たすことが大切です。



**生活習慣病**  
食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの日頃の生活習慣が発病・進行に大きく影響する疾患群。

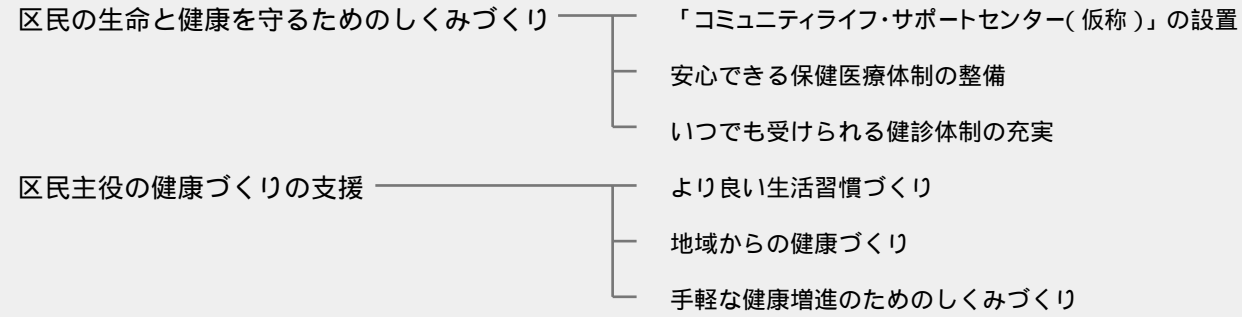
**ライフスタイル**  
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

**健康寿命**  
人生において、痴呆や寝たきりなどにならず、元気で活動的に生活できる期間。

**健康の道**  
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散歩などを楽しくめるように整備した道。

施策の体系

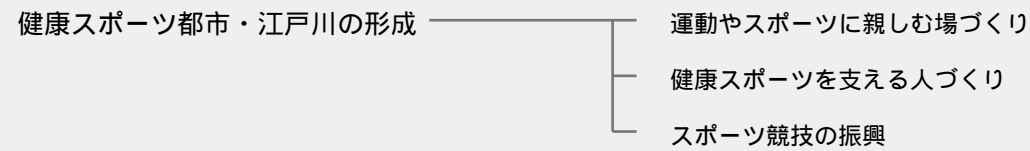
1 生活習慣病と健康



2 心の健康づくり



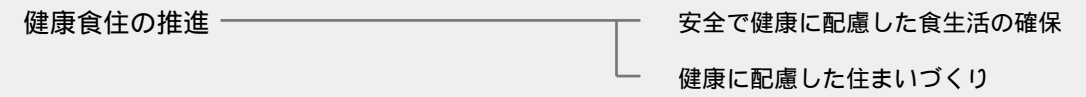
3 生涯スポーツの推進



4 感染症と健康危機への対応



5 食と住の安全性





施策の内容

1 生活習慣病 と健康

区民の生命と健康を守るためのしくみづくり

「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」の設置

区民の健康や子どもの発育・子育て、親の介護など生活面でのさまざまな問題について、手助けやアドバイスをする場として、コミュニティライフ・サポートセンターを設置します。

運営にあたっては、ファミリーヘルス推進員をはじめとする地域の健康づくりリーダーや医師会、歯科医師会などとの連携を図りながら、経験や資格のあるボランティアやNPOの参加と協力を得て行います。

また、研修などによりスタッフの養成に取り組みます。

専門的スタッフによる相談・指導・問題解決

ここでは、保健師や栄養士などの専門スタッフにより生活習慣病の予防をはじめ、子どもから高齢の人々まで区民一人ひとりの状況に応じた健康指導や健康教育を行います。

子どもの発育・子育て、親の介護などの不安についても、気軽に話ができて、アドバイスが受けられる場とします。

家庭での思わぬ緊急事態に備え、心臓発作時などの蘇生法や薬物・異物誤飲の際の処置法、家庭介護の方法などいざというときの対処法などの講習や指導を行います。

さらに、児童虐待や家庭内暴力、青少年の非行など予防と早期発見が特に必要とされる問題について、問題に気づいた区民から情報が寄せられる地域内のセンサー 役として機能し、問題解決が図られるしくみをつくります。

コミュニティライフ・サポートセンター



NPO  
Nonprofit（または Not-for-profit）  
Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

センサー  
感知器。転じて地域内で対象となる現象や事態を検出するしくみやそれを担当する人。

相談しやすい体制の整備

来所できない人のために来所しなくても気軽に相談できるよう、電話や情報技術などを活用した「からだと家族のほっとライン（仮称）」などの設置を検討します。

「かかりつけ医」や「心の元気回復センター（仮称）」との連携

医師による診療が必要な区民については「かかりつけ医」との連携を図り、心のケアや専門的なカウンセリングが必要な場合には「心の元気回復センター」と連携するなど、各機関と密接な連携を取りながら、よりきめ細かな区民サポートができるようにします。

安心できる保健医療体制の整備

「かかりつけ医」の普及

区民の誰もが、日頃から安心して相談のできる身近な「かかりつけ医」をもてるように、必要な情報提供などを行い、その普及を図ります。そして、「かかりつけ医」と地域の高度医療施設の専門医が連携できるように体制を整備します。

救急医療体制の充実

夜間・休日における急病時に安心して医療が受けられるように、「かかりつけ医」や専門医療機関と連携し夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。

保健・医療・福祉の連携の強化

高齢の人々が要介護の状態になった場合に治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー や訪問看護ステーション、介護サービス事業者と密接な連携を図り、サービス提供の調整を行うしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

いつでも受けられる健診体制の整備

健診体制の充実

区民が必要な時に受診しやすいように、個別健診の実施などを検討します。健診受診者に対しては、食事や運動など一人ひとりに応じた生活習慣の改善指導や教育を行うなどのフォローアップ体制を強化します。

母子保健の観点から、妊娠・出産・育児に関する相談や健診の充実を図ります。

また、生涯に通じる歯科保健の観点から、歯の健康を保ち、生涯にわたり自分の歯で食べ、高齢になってからも食べる楽しみを味わうことができるように、乳幼児期からの歯の健診を推進するとともに、高齢の人々の残存歯の保持を目標とする「8020（ハチマルニイマル）」運動に歯科医師会と協力して取り組みます。

健康記録の電子カード化

生涯にわたる健康記録の充実を図り、必要に応じて各種機関で健診データを相互に利用できるように、データ管理の安全性に配慮しながら健康記録の電子カード化などを推進します。

かかりつけ医  
日ごろから診察や相談を受け、必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

カウンセリング  
悩みをもつ人の抱える問題などを解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

ケアマネージャー  
介護支援専門員。要介護者等の相談に応じ、居宅・施設サービスを利用できるよう事業者等との調整を行う。

訪問看護ステーション  
看護婦などが、在宅で看護の必要な寝たきりの高齢の人などを訪問し、看護サービスを提供するための拠点。

8020（ハチマルニイマル）運動  
「80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう」というキャンペーン（運動）。

### 区民主役の健康づくりの支援

#### より良い生活習慣づくり 分りやすい健康目標の設定

「健康寿命」をのばすことをめざし、区民と区が協働して本区の実状にあった分りやすい健康目標を定め、目標の到達度に応じて見直しを行い、ともに取り組む生活習慣病予防への指針とします。

#### 生活習慣アクションプランの作成

「健康でありたい」という区民の気持ちから自らの生活習慣を変える行動に結びつくよう、健康生活を実現するための「生活習慣アクションプラン（行動指針）」を作成します。これにより、健康な食生活への情報提供や健康づくりのための運動・スポーツの提案などをとおして健康行動への動機付けや啓発活動を行います。このことを通じて「生活習慣を改善することにより、病気の発症や進行を予防できる」という認識を醸成し、区民一人ひとりの自発的な健康づくりの意識を高めていきます。

特に、生活習慣は、小児期にその基本が身につくことから、家庭、保育・教育機関、地域の連携を図り、小児期から生涯を通じた健康づくりを支援していきます。

また、食を通じて、健康と家族のきずなを見直す生活習慣が広まるよう啓発を行います。

#### 健康プログラムの開発

さらに、区民一人ひとりのライフスタイル やニーズに応じた栄養・運動・休養・飲酒・喫煙などへのアドバイスや提案ができる「健康プログラム」の開発を情報技術などを活用して進めます。

#### 健康学習の推進

「江戸川総合人生大学（仮称）」などを活用し、各年齢層に応じて必要とされる健康知識や育児、介護の仕方、救急法などの実践的な専門知識・技術を、時代時代にふさわしい最新の内容で学び直し、また退職後の地域でのつきあい方や健康法なども幅広く学ぶことができる場と機会を整えます。

### より良い生活習慣づくり



**ライフスタイル**  
生活様式（暮らしぶり）。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

### 地域からの健康づくり 自主的な仲間づくり

地域からの健康づくりを推進するため、スポーツや趣味を通じた自主的な健康づくりの仲間や団体に関する情報提供を行うとともに、活動の機会を提供します。

#### 健康づくりのリーダー

医療関係者やスポーツ団体、ファミリーヘルス推進員、在宅栄養士、ボランティア団体などが、健康づくりのリーダーとして活躍できるしくみを整備します。

また、健康の知識や介護の技術を身につけた区民ボランティアを増やすために、「江戸川総合人生大学（仮称）」などを通じて救急法や家庭介護技術などの指導を行います。

#### 手軽な健康増進のためのしくみづくり

健康増進のために、自然の中で気持ちよく散歩などが行えるように「健康の道」などの整備を進めるとともに、公園や緑道などに歩行距離や柔軟体操ガイドなどの表示を行い、健康づくりが目に見えるようにします。

また、江戸川区の自然を活かし、手軽にサイクリングやスポーツができるように、川べりや海辺の整備を行います。

## 2 心の健康づくり

### 心を元氣するためのしくみづくり

#### 「心の元氣回復センター（仮称）」の設置

ストレス社会の中で拡がりつつある睡眠障害やうつ病、神経症、心身症などに代表される「心の不健康」に早く気づき、速やかに対処するための「駆け込み寺」として、区民が負担や抵抗を感じることなく利用できる「心の元氣回復センター」を設置します。

#### 24時間受けられるカウンセリング

仕事上や家庭の悩みなどで区民の誰もが心の健康に不安を感じるときに、専門スタッフやボランティア、NPO などによるカウンセリングや相談を電話や情報技術を活用し24時間いつでも受けられる体制を整備していきます。

#### 心の健康を保つための正しい情報の提供と啓発

区民が心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる睡眠障害などの心の問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見でき適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。

また、青少年などに拡がりつつある覚せい剤、薬物の乱用を防止するため、薬剤師会などと協力し予防啓発活動を推進します。

**健康の道**  
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散策などを楽しくめるように整備した道。

**カウンセリング**  
悩みをもつ人の抱える問題などを解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

**NPO**  
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

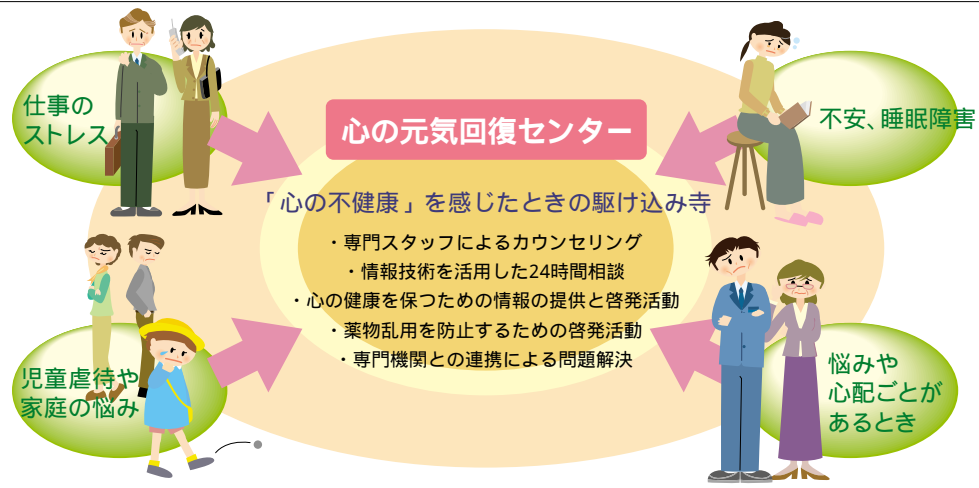


### 専門機関との連携

心の問題は、学校や職場における人間関係や家庭環境が複雑に絡みあっていることが多いため、心の元気回復センターでは個人の置かれた環境に配慮してカウンセリングを行い、必要に応じて専門機関へ円滑に繋げるよう連携を図ります。

特に、引きこもりや不登校・摂食障害など思春期の心の問題や子どもの心に大きな傷を残す児童虐待については、家庭や地域、保育・教育機関、子育て相談センター 及び児童相談所 をはじめとする関係機関などとの綿密な連携のもとでカウンセリングを行い、問題解決に取り組みます。

#### 心の元気回復センター



### 3 生涯スポーツの推進

#### 健康スポーツ都市・江戸川の形成

運動やスポーツに親しむ場づくり

運動やスポーツなどの機会と場の充実

さまざまな年齢層の区民が身体を動かす楽しみを手軽に味わえる、「30ミニッツ・ウォーキング運動(仮称)」をはじめとする身近な運動の普及に努め、各自の体力にあわせて気軽に参加できる運動やスポーツ・レクリエーションの講座・講習、教室、各種大会などの開催や支援をしていきます。また、本区の特長である水辺を活かした江戸川区らしい運動やスポーツ活動を推進していきます。

気軽に運動やスポーツ・レクリエーションに親しめる健康づくりの場として、またライフスタイル の変化に対応したスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる場として、身近な学校や区民施設の体育設備を充実します。これとともに、気軽にできる運動・スポーツから公式の競技まで、快適に使用できるように大型体育施設の設備改善を進めます。

#### 施設情報システムの構築

区民が利用しやすいように、スポーツ・レクリエーション施設の内容や空状況の検索、申し込みなどがその場で直接できる情報システムをつくります。

#### スポーツ活動の相談と情報の提供体制

区民がスポーツ活動などを進めていくうえでの種々の相談に応じ、活動を援助するため、相談体制を充実します。また、各施設で行なわれているスポーツ情報などの提供体制を整備します。

#### 健康スポーツを支える人づくり

##### 指導員の育成と確保

地域のスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、体育指導委員やコミュニティスポーツリーダー などのスポーツ指導員やコーディネーター を育成します。

##### スポーツ指導員の派遣制度

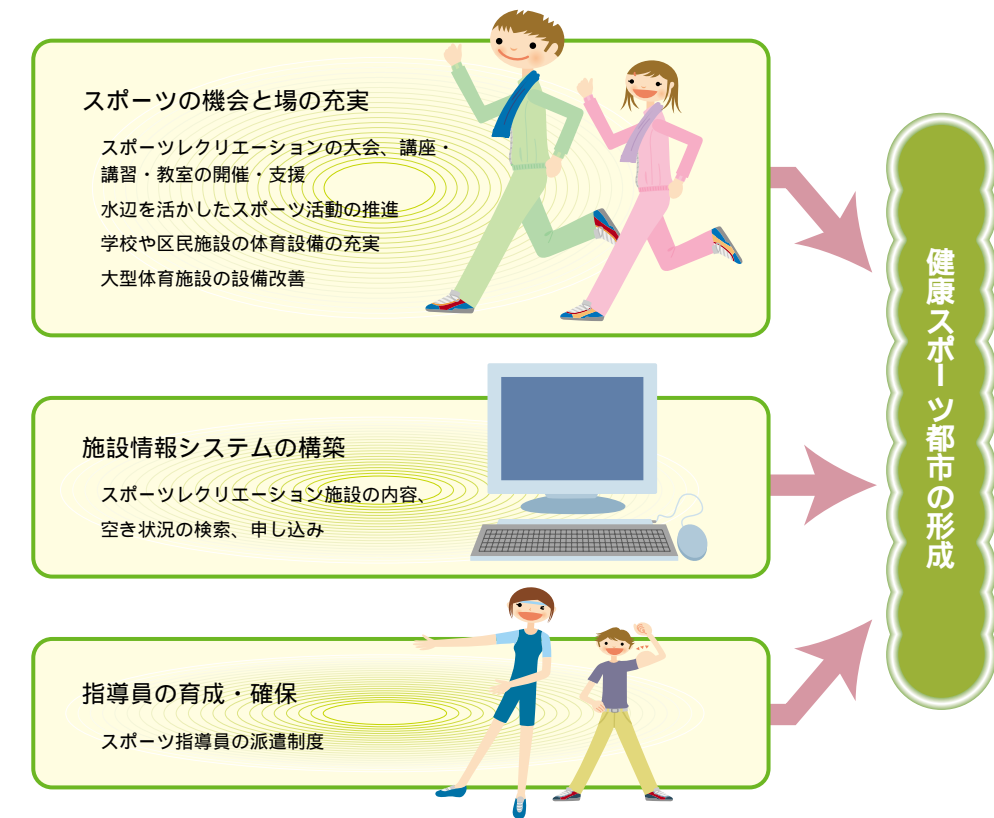
初心者への指導や団体活動の支援のため、地域のスポーツ指導者を派遣・紹介する体制を充実します。

体育会加盟団体などの地域団体と連携し、地域のスポーツ指導者がその技術や知識を学校の部活動や体験学習などで発揮できる体制を推進します。

##### スポーツ競技の振興

スポーツ競技の普及と水準の向上をめざし、関係団体などと協力し、実技講習会などを行うとともに区民大会を開催します。また、ラクロス など国際的スポーツ大会や全国大会などの開催を支援します。

#### 健康スポーツ都市・江戸川の形成



**コミュニティスポーツリーダー**  
地域スポーツ活動の振興を図るために、区民の自主的スポーツ活動の指導・援助にあたる地域の身近なスポーツリーダー。

**コーディネーター**  
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

**ラクロス**  
10人ずつ2チームが、網つきの棒でゴム製ボールを投げてゴールを目指すカナダで生まれた球技の一つ。

**子育て相談センター**  
保育や心理などの専門家が、子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じる窓口。

**児童相談所**  
18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる行政機関。

**ライフスタイル**  
生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

## 4 感染症と健康危機への対応

### 感染症対策などの充実

#### 感染症予防対策の充実

エイズやC型肝炎、病原性大腸菌O157をはじめとする新興感染症や、高齢の人々に再燃する結核などの感染を防止するために、かかりつけ医を中心に感染症に関する情報の収集体制を強化し、最新情報を医療機関や区民などに提供していきます。また、講習会や情報技術などを活用し予防のための啓発活動を行います。

特に、中学校や高校での学校保健活動の中でエイズやC型肝炎、性感染症などの感染症に対する予防啓発活動を充実します。

また、予防接種率が停滞している麻疹や風疹、特に乳幼児や高齢者にとって危険性の高い病気であるインフルエンザなどについて接種率の向上を図り、その有効性を確保するため、予防接種の奨励や重要性についての啓発活動を進めます。

屋内でペットを飼うことが増えていることに対応し、ペットを媒介とした感染症を防止するため、獣医師会などと協力し情報技術などを活用した情報提供や相談を行います。

### 健康をおびやかす事故などへの対応

#### 食品や飲料水事故などの防止

食品に関する事故ゼロをめざして、区民に安全で衛生的な食品が提供されるように事業者の自主管理体制の強化と指導を徹底します。また、区民の食品衛生についての意識を向上させるため、情報提供を充実します。

レジオネラ症などの防止や飲料水の安全性を確保するため、公衆浴場営業者や受水槽設置者などに対する自主管理体制の徹底、水質検査の充実を図ります。

都の衛生研究所などの協力を得て、食品や飲料水の安全を確保するために、健康危機につながる感染源の究明体制と検査の即時対応能力を強化します。

薬物や毒劇物事件を防止するため、実態把握に努めるとともに、取扱業者への監視指導を行い、講習会などを通じて薬物などの管理の徹底を図ります。

### 健康危機への対応

大規模食中毒をはじめとする健康危機に対して迅速な対応がとれるように、危機管理マニュアルの整備や職員への定期的な研修を通じた知識や技術の向上を図り、医療や福祉、警察、消防など関係機関との協力体制の構築を推進します。

### 安心できる医療体制の確保・充実

健康危機に対処できる高次医療や特殊専門医療の確保のため、医療資源を有効に活用するとともに、医療機関相互の連携を推進します。



**かかりつけ医**  
日ごろから診察や相談を受け、必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

**レジオネラ症**  
ビル冷房用冷却塔などの水中で増殖するレジオネラ菌による肺炎。体力、免疫力の低下した人が感染しやすい。

## 5 食と住の安全性

### 健康食住の推進

#### 安全で健康に配慮した食生活の確保

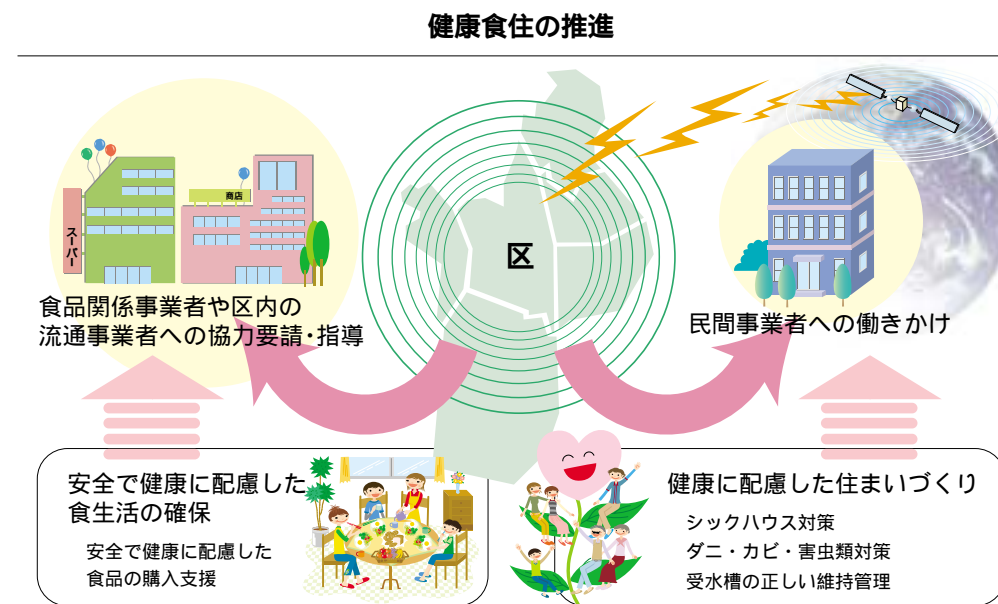
輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及など、食品をめぐる環境が変化しています。区民が安全で健康に配慮した食品を購入できるように、最新情報を収集し、区民や事業者に対し正確で分かりやすい情報の提供と相談体制の充実を図るとともに、食品と健康のかかわりなどについての教育を進めます。

区民に安全で健康に配慮した食品が提供されるように、食品関係事業者や区内の流通事業者に協力要請や指導を行います。

#### 健康に配慮した住まいづくり

建材などから発生する有害化学物質によるシックハウス対策やダニ・カビ・害虫類に関する対策、受水槽の正しい維持管理による安全な飲料水の確保など、快適で安全な住環境についてわかりやすい情報の提供と相談体制の充実を図ります。

有害化学物質などを使用しない住まいが提供されるよう、民間事業者に働きかけていきます。



**シックハウス**  
建材や塗料、接着剤などに使用された化学物質が原因となり健康に悪影響をあたえる住宅。



## 2) 高齢の人々・障害のある人々のために

### 施策の背景

本格化する高齢化に対応して、いきいきした高齢の人々がいつまでも元気に働き社会に貢献できるしくみの充実や、高齢の人々や障害のある人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支える福祉づくりが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助けあい、支えあう、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

### 1 高齢の人々の生きがいと健康

本区の高齢化率は、平成14年1月現在、13.2%で、国や都に比べ低い水準です。しかし、本区でも今後高齢化が進展し、健康で働く意欲のある高齢の人々が大幅に増加していきます。高齢の人々にとって、健康であるとともに自己の経験を活かし、「生涯現役」としていつまでも活躍できることが、生きがいある幸せな人生をおくるうえで大切です。

本区は、これまで、くすのきカルチャー教室をはじめとする学習機会の提供やリズム運動などのスポーツ・レクリエーション事業、シルバー人材センターの生きがい就労事業などを通じて健康・生きがいづくりを積極的に進めてきました。今後は、これらの取組みを基礎として、ますます多様化する高齢の人々のニーズに対応し、経済的自立を支援し、本格的な就業機会の確保に取り組むとともに、年々参加者の増えるボランティアなどをはじめとする、健康で多様な生き方が選択できるように施策を展開していくことが重要です。

### 2 高齢の人々の生活支援

本区では、「高齢の人のひとり暮らし」、「高齢の人々だけのふたり暮らし」があわせて世帯の約半数を占め、高齢化にともないこれらの世帯への地域からの目配りが必要となっています。また、「子ども・孫などと同居」している高齢の人々でも、日中独居となる人がかなりおり、「食事の準備が大変」「家事が十分できない」など日常生活を支える援助を必要としています。

また、75歳以上の後期高齢者人口の増加に対応し、介護が必要になったときに、安心して受けることができる質の高い介護サービスの充実が必要です。高齢の人々が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護基盤の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供のしくみ、ボランティア団体の育成、介護の相談体制の充実などを図ることが重要です。

## 3 障害のある人々の生活支援

心身障害や精神障害のある人々は年々増加しています。

平成14年1月現在、心身障害のある人々の区内人口に占める比率は、2.7%であり、高齢化や障害の重複、重度化も進んでいます。このような中で、「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、民間事業者やNPO などサービス供給主体の指導や育成、良質なサービス市場の整備、円滑で安心な利用のための総合的相談体制の整備が必要とされています。

こうしたなかで、心身障害や精神障害のある人々と家族が、地域において必要なサービスを利用しながら、生活の質を高めつつ自立して生活できるように、地域全体で支えていくことがますます重要となっています。

また、生きがいをもって自立生活を営める環境を整えるため、職業訓練や就労の場づくり、安心して住める多様な住宅の整備、施設の充実が必要です。

特に、精神障害のある人々については、医療と連携を図りつつ、社会復帰を支援することが重要です。

## 4 福祉のまちづくり

本区は、歩道の拡幅、道路段差の解消をはじめ公共施設のバリアフリー化を推進してきました。

今後は、さらにすべての人が移動しやすく使いやすいまちづくりを進める必要があります。

また、子どもの頃から福祉への関心を高め、区民全員のボランティア意識の醸成や福祉ネットワークの形成を図ることを通じて、区民が互いに理解し、支えあう心のバリアフリーを進め、地域社会や学校、職場などのあらゆる場でノーマライゼーションの理念を実現していくことが重要です。



**「措置から契約」**  
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

**NPO**  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

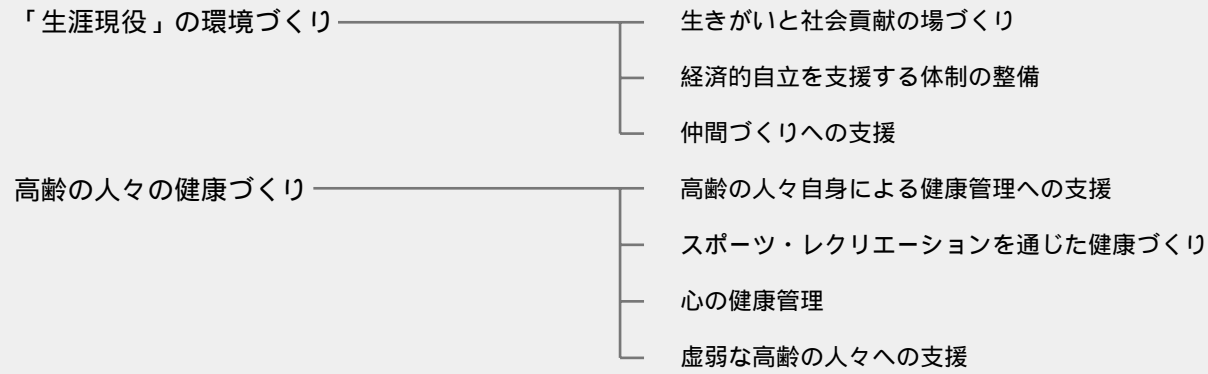
**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

**ノーマライゼーション**  
障害のある人などを社会から隔離して保護するのではなく、地域社会の中でともに生活することが普通(ノーマル)であるという考え方。

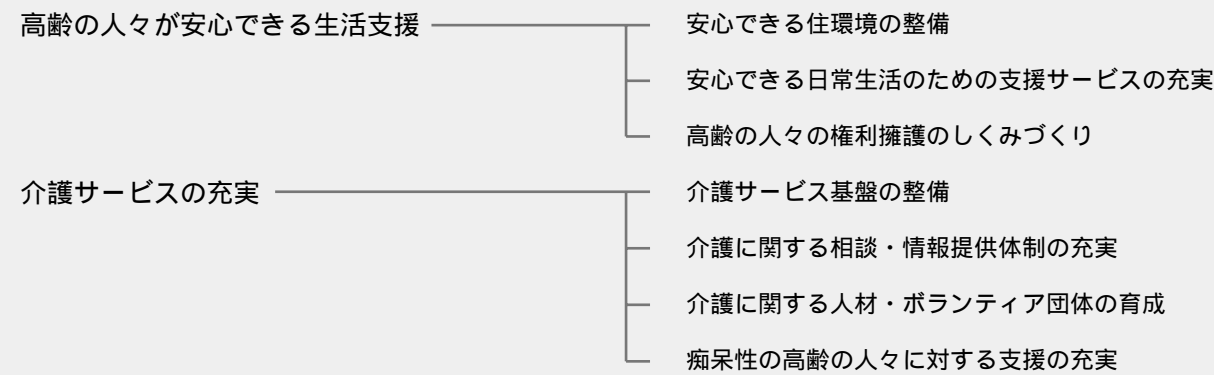


施策の体系

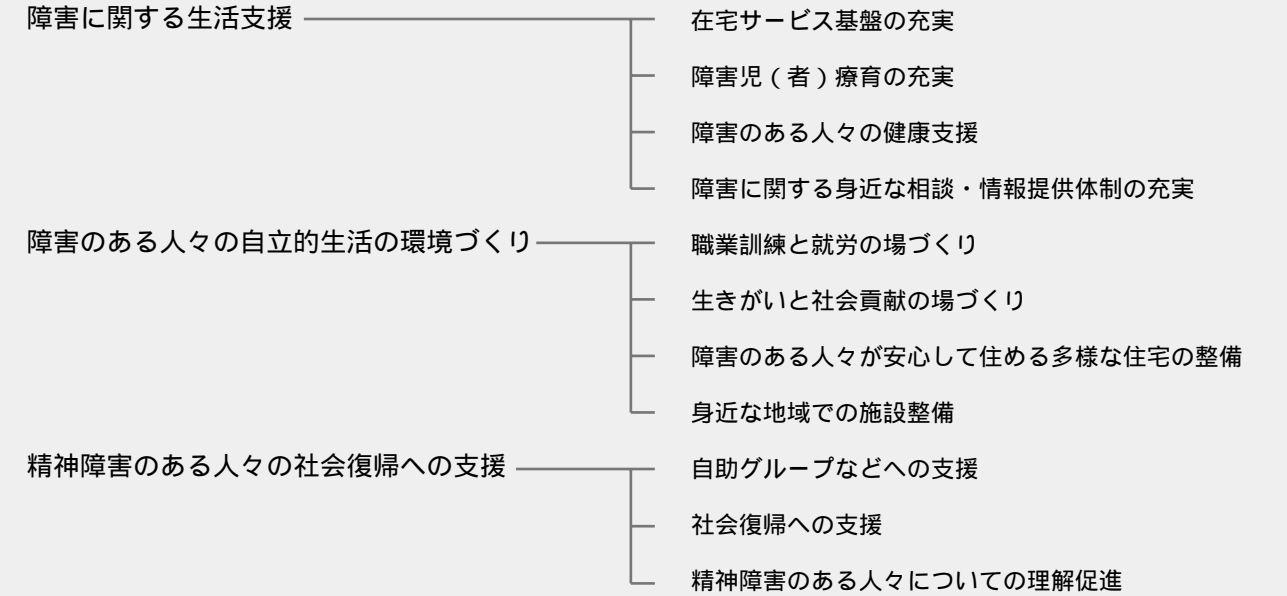
1 高齢の人々の生きがいと健康



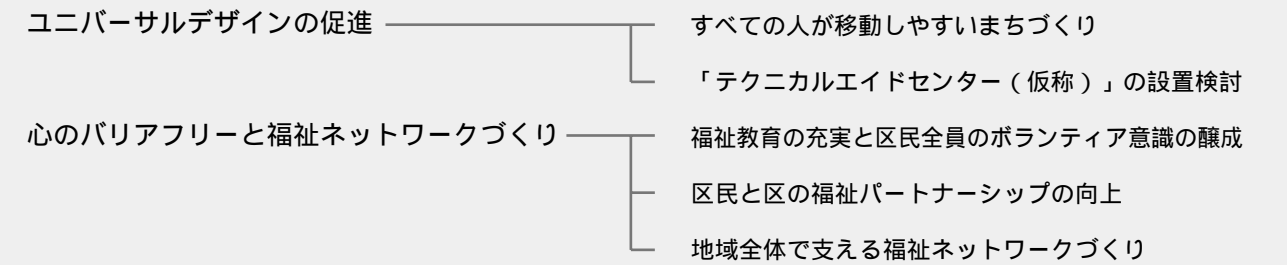
2 高齢の人々の生活支援



3 障害のある人々の生活支援



4 福祉のまちづくり



施策の内容

1 高齢の人々の生きがいと健康

「生涯現役」の環境づくり

生きがいと社会貢献の場づくり  
社会貢献のできるしくみの整備

高齢の人々が長年にわたって培った、仕事の知識や技術、趣味、特技などさまざまな能力、人とのつながりを活かして、障害者への運転ボランティア、地域コーラスの指導、地域で草花を育てる活動、語学力を活かした通訳など個性ある多様なボランティア活動を行うことができるように、「ボランティアをやりたい人」と「必要とする人」のコーディネートやネットワークづくり、各種研修の実施、情報の提供など、高齢の人々が生きがいをもって地域社会に貢献するためのしくみを整備します。

また、小・中学校などにおいて、地域の歴史や文化、昔の遊びなどの知識や経験を教えるなど、高齢の人々が地域の中で世代間のかけ橋として活躍できる機会を創りだし、地域の教育力の向上を図ります。

シルバーボランティア相談員の育成

世代的にも共通する話題が多く、気持ちがわかりあえ、どんなことでも気軽に相談のしやすい、高齢の人々が高齢の人々の相談にのる「シルバーボランティア相談員(仮称)」を育成します。

「生涯現役」の環境づくり



コーディネート  
調整すること。コーディネーターは  
調整を行う人。

学びによる生きがいある活動への支援

地域とのつながりをあまり持たないで定年などを迎えた高齢の人々が、地域に溶け込み、活躍の場を見出していく時に必要となる心構えやボランティアへの知識などについて学ぶ機会を「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいて提供します。

また、くすのきカルチャーセンターをはじめ、新しい自分の発見や生きがいにつながる趣味や教養などを学習できる機会を提供するとともに、他の高齢の人々のよき目標となるような人「アクティブシニア(仮称)」を発掘し、紹介することで、高齢の人々の意欲を高め、生涯現役として元気に活躍できるように励まします。

経済的自立を支援する体制の整備

高齢の人々への就業支援

働く意欲をもっている高齢の人々に対し、「知識・経験・能力」を活かした就業機会を確保するために、シルバー人材センターの事業拡大を図るとともに、その組織を活用し、他の機関と連携して地域における就業相談や情報の提供、仕事の紹介を行うしくみをつくります。

「新しい働き方」への支援

さまざまな技術や技能をもつ高齢の人々が、経験を活かし共同で仕事を受注する高齢者生協などの組織の設立や、地域に密着したコミュニティビジネスなどを仲間起業するなどの、高齢の人々の「新しい働き方」への支援を行います。

仲間づくりへの支援

活動を通じた仲間づくり

くすのきクラブをはじめ、趣味やボランティアなどさまざまな活動テーマを通じた高齢の人々の仲間づくりを支援していきます。また、こうした団体間の連携体制を整備します。

若い世代との交流への支援

スポーツや各種行事などを通じ、高齢の人々と接する機会の減っている青少年などとの交流の機会や場づくりなどを支援します。このことを通じて社会連帯の意識を高め、各世代で支えあうコミュニティづくりを推進していきます。

高齢の人々の健康づくり

高齢の人々自身による健康管理への支援

「コミュニティライフ・サポートセンター(仮称)」において、区民の栄養や運動、休養などの相談に応じ、高齢の人々一人ひとりのライフスタイルやニーズに適した「健康プログラム」を作成し、高齢の人々自身による健康管理に役立てます。

スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり

楽しい運動の提案

リズム運動のような、高齢の人々が楽しく身体を動かすことのできる運動を考案し、生活へ幅広く取り入れる提案をします。

コミュニティビジネス  
地域の問題に対し、住民自らが起業し、ビジネス感覚をもって解決を図る地域密着型のビジネス。

ライフスタイル  
生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。



### 身近な健康づくりの推進

スポーツ・レクリエーションを身近で行える環境の整備や活動機会の充実、指導者の育成を図るとともに、既存の運動専用施設にとらわれない、公衆浴場や「健康の道」、緑道、公園など身近な生活の場を活用した健康づくりを推進します。

### 心の健康管理

高齢の人々が感じる老いへの不安や孤独感などに対して、「心の元気回復センター(仮称)」でのカウンセリングや訪問活動などを行い、心の健康が保てるようにきめ細かく対応する体制を整備します。

### 虚弱な高齢の人々への支援 熟年ふれあいセンターの充実

虚弱な高齢の人々の閉じこもり、引きこもりを防止するデイサービス拠点として熟年ふれあいセンターの充実を図ります。

### ミニ・デイサービス実施への支援

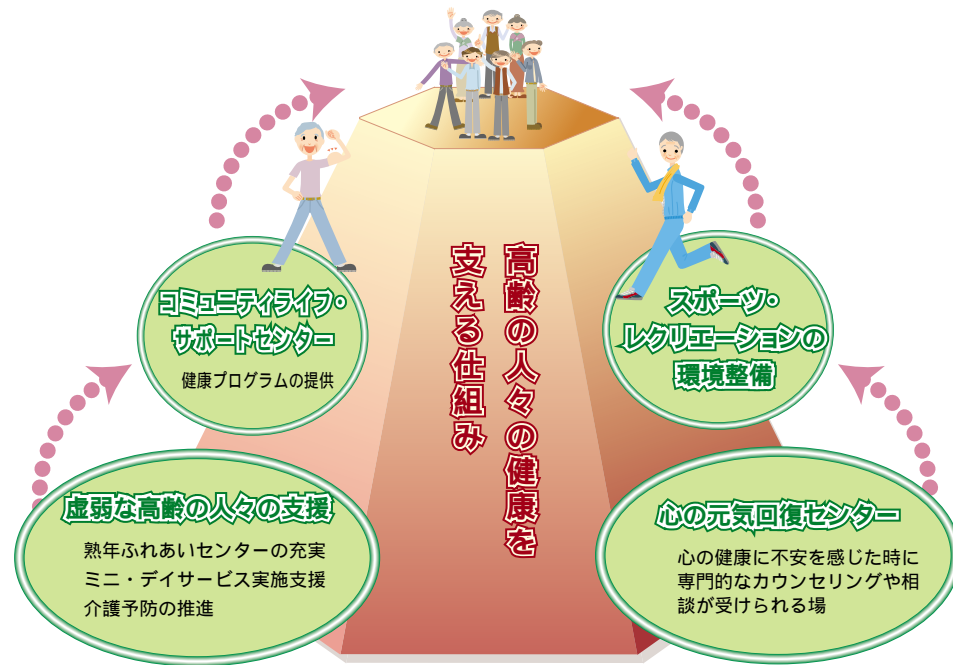
地域の創意と支えあいにもとづいた多様な「ミニ・デイサービス」を実施するための支援を行います。

### 介護予防の推進

転倒による骨折や寝たきりを予防するため、介護予防教室を充実するとともに、コミュニティライフ・サポートセンターや在宅介護支援センターが連携し、健康や生きがい対策と結びつけた「介護予防プラン」の作成、実施、評価の体制をつくります。

また、介護保険対象外の方への自立支援機器の給付、貸与及び機能訓練事業を行います。

### 高齢の人々の健康を支える仕組み



**健康の道**  
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散策などを楽しむように整備した道。

**カウンセリング**  
悩みをもつ人の抱える問題を解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

**(ミニ) デイサービス**  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

## 2 高齢の人々の生活支援

### 高齢の人々が安心できる生活支援

#### 安心できる住環境の整備 多様な住宅の整備

高齢の人々のさまざまな身体状況に応じた住宅が選択でき、住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、グループホーム、ケアハウス、生活支援ハウスなどケアや見守り機能をもつ多様な住宅の整備を促進します。

#### バリアフリー 住宅の推進

高齢化に対応した住宅設計の普及など新築時におけるバリアフリー住宅の整備を促進します。

また、既存住宅についても三世帯住宅資金貸付制度などの利用や住宅改修の機会をとらえてバリアフリー化を推進します。

#### 居住支援策の充実

高齢の人々が安心して住み続けるために、身元保証制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用を進めます。

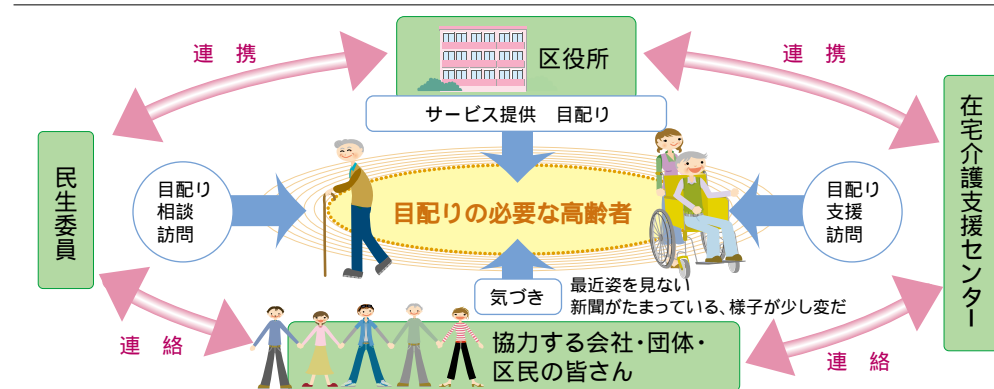
#### 資産活用型制度の研究

所得は少ないが持ち家など資産のある高齢の人々が安心して住み続けられるようなしくみについて、本区独自の方式を含め研究していきます。

### 安心できる日常生活のための支援サービスの充実 安心生活応援ネットの構築

ひとり暮らしや高齢の人々だけの世帯、あるいは日中ひとりきりになる高齢の人々が、閉じこもりや孤立化することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、民生委員やふれあい相談員などと協力し、目配りの必要な高齢の人々を地域で見守る「安心生活応援ネット」を構築します。これにより、緊急時の迅速な対応と相談機能を備えた機器やシステムを活用しながら、何かあれば身近に助けを求められることができる安心感のある体制を整えます。

### 住み慣れた地域での安心生活応援ネット



**グループホーム**  
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少人数で共同生活する住宅。

**ケアハウス**  
軽費老人ホームの一種。個人の自主性を尊重しながら、生活相談、食事・入浴サービス等を提供する施設。

**生活支援ハウス**  
常時の介護は必要としないが、在宅での一人暮らしが困難な高齢の人などが生活する施設。

**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

**高齢者向け優良賃貸住宅制度**  
高齢の人の安定した居住の確保を図るため、高齢者居住用の優良な賃貸住宅に対し建設費の一部助成などを行う制度。

### 配食サービスの充実

配食サービスについて、虚弱者や食事療法を必要とする方への献立など利用者の個別ニーズに対応していくとともに、見守り機能の充実などサービスの拡充を図ります。

### 生活支援サービスの提供

介護保険の給付対象外であるものの生活支援を必要とする高齢の人々に対し、サービス供給主体としてNPO やボランティア団体の参加と協力を得ながら、生活支援型訪問介護サービスを実施します。また、質の高い在宅生活が続けられるように、区独自の生活支援サービスを提供します。

### 高齢の人々の権利擁護のしくみづくり

判断能力に不安のある高齢の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業 や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみを整えます。

## 介護サービスの充実

### 介護サービス基盤の整備

#### 介護市場の整備と第三者評価 制度のしくみづくり

民間事業者、NPO、ボランティアなど介護サービスの供給主体が多様化するなかで、利用者が適切にサービスを選択できるように、質の高い事業者の参入と育成を図ります。供給の少ないサービスについては、民間事業者やNPOなどの参入を促すように、適切な市場環境の整備を促進します。

また、介護サービスの質的な充実を進めるために、介護事業者連絡会など事業者の自主的な連絡団体を育成するとともに、介護サービスの第三者評価制度のしくみづくりに取り組みます。

### 介護保険施設の整備

在宅では介護が困難な高齢の人々のために、住み慣れた地域社会で施設サービスが受けられるよう介護保険施設の整備を促進します。また、要介護者や家族のリフレッシュを図るためにショートステイ、デイサービスなどを充実し、安心して在宅介護のできる条件の整備に努めます。

### 苦情処理窓口の充実

介護サービスに関する利用者の不満や疑問、苦情を受け、事業者を指導する体制を充実し、介護サービスの質的向上を図ります。

### 保健・医療・福祉の連携強化

高齢の人々が要介護の状態になった場合でも治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー や訪問看護ステーション、介護サービス事業者と密接に連携し、サービス提供の調整を図るしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

### 介護に関する相談・情報提供体制の充実

#### 介護サービスに関する情報提供

身近なところで相談が受けられるように、在宅介護支援センターの充実を図るとともに、コミュニティライフ・サポートセンターとの連携をとりながら、一人ひとりの状況に合ったサービスを選択できるよう、情報技術なども活用し介護サービスに関する情報提供を充実します。

#### 介護者交流教室の開催

介護者交流教室などを開催して、介護技術の習得を図るとともに介護者同士の情報交換の機会を設けます。

### 介護に関する人材・ボランティア団体の育成

地域の支えあいにより、安心して介護できる体制を更に充実するために、区内の福祉専門学校やボランティアセンターとの連携のもとで「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいてボランティア意識への啓発・教育を進め、介護に必要な知識を備えた人材の育成を図ります。

### 痴呆性の高齢の人々に対する支援の充実

#### デイサービスなどの充実

痴呆性の高齢の人々の生活リズムを整え、安定した日常生活をおくれるように、デイサービスの充実とグループホームの整備支援を図ります。また、デイサービスなどにおいて、痴呆性の高齢の人々が楽しみながら痴呆の進行防止にも役立つペットセラピーなどメニューを工夫します。

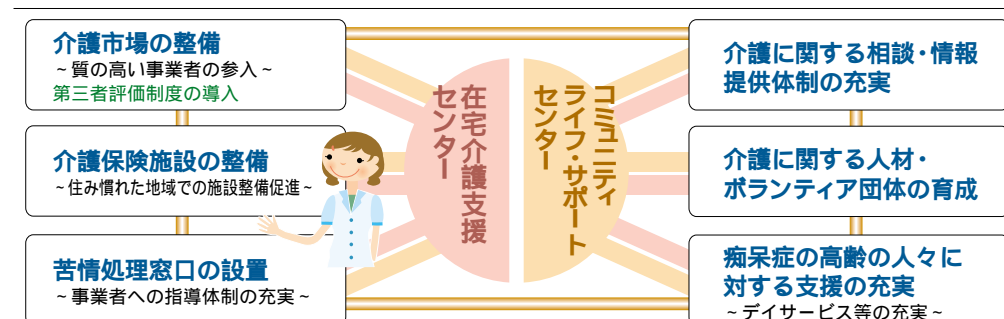
### 家族介護負担の軽減

ショートステイやデイサービス、訪問介護サービスなど、痴呆性の高齢の人々を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するサービスの充実に努めます。また、情報技術を使った徘徊探索システムを活用することで行方不明時の早期発見を可能とし、徘徊者の安全を図るとともに徘徊に対する家族の不安を解消します。

### 痴呆性の高齢の人々に対する地域からの理解

痴呆性の高齢の人々に対する誤った先入観を取り除き、地域でともに支えるための啓発活動を強めます。

高齢の人々が安心できる介護サービスの充実



**ペットセラピー**  
動物とのふれあいを、人間の心身の健康向上や生活の質の向上に役立てる療法。ペット療法ともいう。

**NPO**  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

**生活支援型訪問介護サービス**  
高齢の人などに対し、ホームヘルパーが訪問して行う買い物・調理・掃除などの軽度な生活援助サービス。

**地域福祉権利擁護事業**  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

**成年後見制度**  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

**第三者評価**  
事業者の提供するサービスの質を、当事者以外の第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

**ショートステイ**  
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

**(ミニ) デイサービス**  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

**ケアマネージャー**  
介護支援専門員。要介護者等の相談に応じ、居宅・施設サービスを利用できるよう事業者等との調整を行う。

**訪問看護ステーション**  
看護婦などが、在宅で看護の必要な寝たきりの高齢の人などを訪問し、看護サービスを提供するための拠点。



### 3 障害のある人々の生活支援

#### 障害に関する生活支援

##### 在宅サービス基盤の充実

##### 良質なサービス市場の整備

「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、サービスを行う民間事業者やNPOなどの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

##### 地域生活支援サービスの充実

障害のある人々の自立支援と介護者の負担軽減のために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業、デイサービス事業を充実します。また、障害のある人々の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイトケア（一時的休息）などを積極的に推進します。

##### 安心生活へのネットワーク構築

緊急通報システム・火災安全システムをはじめ、障害のある人々が地域の中で安心して生活できるネットワークを構築するとともに、災害時の支援体制を整備します。

#### 障害に関する生活支援

##### サービス基盤の充実

良質なサービス市場の整備  
地域生活支援サービスの充実  
安心生活へのネットワーク構築

##### 障害をもつ人々の健康支援

健康への個別相談や仲間づくりへの支援  
障害者歯科診療体制の整備  
中途障害者リハビリの充実

##### 障害児(者)療育の充実

重症心身障害児施設の早期整備への要望  
障害の早期発見、早期治療  
療育連絡会の整備  
訪問健康診査・訪問看護の充実  
障害に即した教育の充実

##### 障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

障害者自立支援センターの設置  
権利擁護システムなどの整備

#### 障害児(者)療育の充実

##### 重症心身障害児施設の早期整備への要望

心身ともに重度の障害のある子どもの保護や治療、生活指導を行う重症心身障害児施設の早期整備を関係区と連携して都へ要望します。

#### 障害の早期発見、早期治療

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊

産婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児通所療育施設などとの連携を図ります。

##### 療育連絡会の整備

乳幼児期から始まる療育の各段階での一貫性を保つために、療育の連絡会を整備し、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

##### 訪問健康診査・訪問看護の充実

在宅重症障害児(者)の在宅での安定した療育環境を支援するため、在宅サービスについてのコーディネーター機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。

##### 相談・教育の充実

子どもの状況にあわせた保育や就学相談の充実、心身障害学級の適正配置、養護学校との連携、地域や企業との連携による職業体験の場の設置などにより、障害の状態に即した教育の充実を進めます。また、養護学校と近隣小中学校、心身障害学級と通常学級などの交流や心身障害児理解教育の充実を図ります。

##### 障害のある人々の健康支援

##### 健康への個別相談や仲間づくりへの支援

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談やともに支えあう仲間づくりへの支援を行います。

##### 障害者歯科診療体制の整備

歯科医師会などの関係機関と協力・連携し、障害者歯科診療体制を整備していきます。

##### 中途障害者リハビリの充実

病院リハビリ終了後の中途障害者が自立した日常生活をおくれるように、地域リハビリや地域ミニ・デイサービスの充実を図ります。

##### 障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

##### 障害者自立支援センターの設置

「心身障害者複合施設(仮称)」を設置し、施設内に「障害者自立支援センター」を設け、ケアマネジメントを積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリングや、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。また、福祉用具の展示などを行うなど在宅福祉サービスの利用援助や障害のある人々に必要な情報提供を充実します。

##### 権利擁護システムなどの整備

判断能力に不安のある障害の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみづくりを整えます。

「措置から契約」  
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

NPO  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ホームヘルプ  
日常生活に支障のある高齢の人などがいる家庭を訪問介護員が訪問して提供する介護・家事サービス。

ショートステイ  
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

(ミニ) デイサービス  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

重症心身障害児施設  
重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児童を入所、保護するとともに治療及び日常生活の指導をする施設。

コーディネーター  
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

(ミニ) デイサービス  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

ケアマネジメント  
サービス利用者が必要とする介護サービスを組み合わせ、計画の立案、実施の調整、再評価をする業務。

ピアカウンセリング  
相談者と同じ悩みや課題をもつたちによる仲間同士のカウンセリングや相談援助。

地域福祉権利擁護事業  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

成年後見制度  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

## 障害のある人々の自立的な生活の環境づくり

### 職業訓練と就労の場づくり

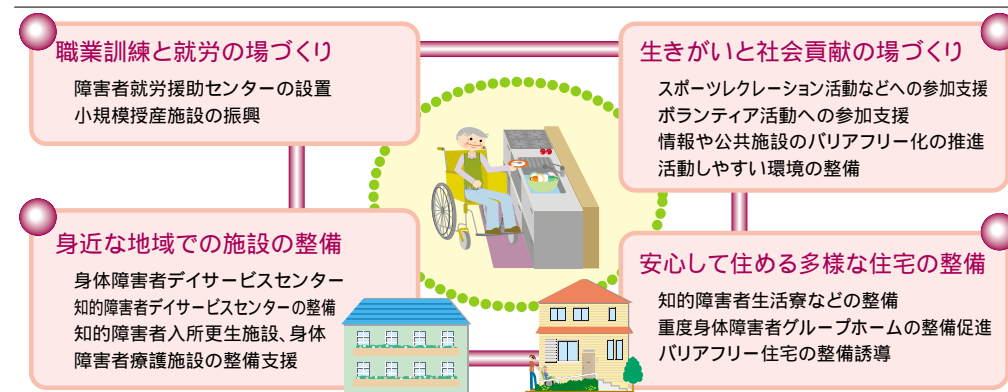
#### 障害のある人々への就労支援

「障害者就労援助センター」を設置し、就労支援事業及び雇用啓発事業を充実させます。また、企業内授産 や「職親」委託などを進め、障害のある人々の総合的な就労支援体制を整備・充実するとともに、多様な就労の可能性を広げるために、デイサービスなど日常生活の場においてIT 機器を使用し、操作に習熟できる環境を整備します。

### 小規模通所授産施設の振興

小規模通所授産施設の振興を進め、民間による障害者通所授産施設の運営を支援します。

### 障害のある人々の自立的な生活の環境づくり



### 生きがいと社会貢献の場づくり

#### スポーツ・レクリエーション活動などへの参加支援

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人々のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。また、障害のある人々のボランティア・NPO 活動への参加を支援します。

### 情報や公共施設のバリアフリー 化の推進

障害のある人々の生活空間の拡大と質的向上が図れるように、情報や公共施設のバリアフリー化を推進します。また、多様な会議・活動などへの参加がしやすく、情報の受発信ができるように、日常生活でのIT機器の活用を支援します。

### 活動しやすい環境整備

リフト付タクシー、ノンステップバス などの普及促進を図り、障害のある人々が活動しやすい環境を整備します。

### 障害のある人々が安心して住める多様な住宅の整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、心身障害者複合施設内に知的障害者生活寮、重度知的障害者生活寮などの整備を進めるとともに、重度身体障害者グループホーム の整備を促進します。

また、暮らしやすいバリアフリー仕様の民間住宅の整備を誘導します。

### 身近な地域での施設整備

心身障害者複合施設に、日常生活の援助を行うための身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンターを整備します。

また、必要に応じて知的障害者通所更生施設の増設を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、区内での知的障害者入所更生施設・身体障害者療護施設の整備を支援します。

## 精神障害のある人々の社会復帰への支援

### 自助グループなどへの支援

精神障害のある人々の自立促進のために、不安感や問題を抱える仲間が集まり、お互いの情報交換や悩みを話しあう場を設けるなど、自主グループや家族会などへの支援を行います。

### 社会復帰への支援

身近な地域にデイケアセンターや生活支援センター、作業所、グループホームなどの社会復帰のための施設などを確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて社会復帰への支援を強化します。

### 精神障害のある人々についての理解の促進

地域のボランティアやNPOが活動しやすい場づくりを進めるとともに、精神障害のある人々に対する区民の理解を深め、多様な精神障害者施策への取組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での社会復帰を支えられるように多様な啓発活動を行います。

## 4 福祉のまちづくり

### ユニバーサルデザイン の促進

#### すべての人が移動しやすいまちづくり

道路などの段差の解消や歩道の拡幅、絵でわかる表示、障害のない安全な路上確保など、区民と区のパートナーシップ により、移動しやすいまちのための整備を推進します。

また、誰にとっても使いやすく安全な施設に改修するなど、すべての人に使いやすいまちづくりを進めます。

#### 「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置検討

新しい科学技術の成果などを活用して、高齢の人々や障害のある人々にとって利用しやすい、さまざまな福祉器具を開発・展示・修理・適合・販売し、自分にあったものを選べる場として「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置を検討します。

**ユニバーサルデザイン**  
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

**パートナーシップ**  
提携、協力関係、連合。共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

**授産**  
障害のある人などを対象に職業的技術や技能を習得させる福祉サービス。

**職親**  
知的障害のある人の更生支援に熱意をもち、将来自立できるように仕事を指導・訓練する経営者などで、知事が認めた人。

**IT（情報技術）**  
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

**NPO**  
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

**ノンステップバス**  
だれもが乗り降りしやすいように、乗降口にステップがなく、直接床に乗降できるバス。

**グループホーム**  
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少数で共同生活する住宅。



## 心のバリアフリー と福祉ネットワークづくり

### 福祉教育の充実と区民全員のボランティア意識の醸成

福祉教育の充実により心のバリアフリーを進めるとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアセンターにおける「福祉ボランティア」の育成を図ります。

### 区民と区の福祉パートナーシップの向上

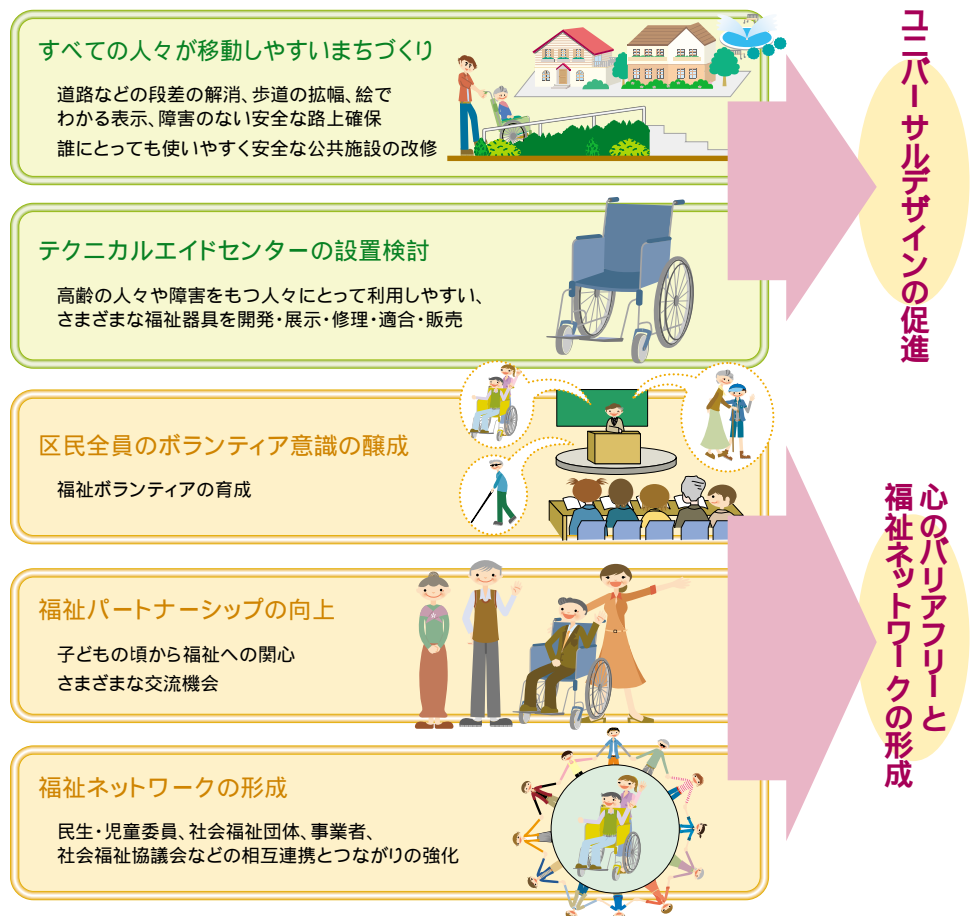
小中学校において総合的な学習の時間のテーマとして福祉を取り上げ、子どもの頃から福祉への関心を高めるとともに、さまざまな交流機会を通じて福祉を身近なものと感じられる環境を整備し、地域で福祉を支えるように区民と区のパートナーシップを向上していきます。

### 地域全体で支える福祉ネットワークづくり

支えあいの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように、家族や地域、企業、行政が相互の連携を図り、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。

あわせて地域福祉のかなめとなる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

## 福祉のまちづくり



### バリアフリー

人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。